

神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則

(昭和40年規則第2号)

最終改正 平成31年4月26日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県市町村職員退職手当組合負担金条例（昭和40年条例第2号。以下「負担金条例」という。）第5条の規定に基づき、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合（以下「組合市町村」という。）の負担金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(一般負担金の納付)

第2条 負担金条例第2条第1号に規定する給料月額は、毎月の1日現在における常勤の職員の給料の月額（特別職の職員にあっては、報酬の月額）とする。ただし、月の中途において昇格、昇給等により職員の給料の月額に異動を生じたときは、現に受けることとなった給料の額をもってその月の1日現在におけるその者の給料月額とする。

2 休職その他の事由により一定期間給料を減額し、又は給料を支給しない場合における前項の職員の給料の月額については、それらの事由がなかったものとして職員に支給されるべき給料の月額とする。

3 負担金条例第2条第1号に規定する一般負担金は、負担金納付書（様式第1号）により納付するものとする。この場合において、第1項ただし書の規定により職員の給料の月額に異動があり、その月の一般負担金の額に過不足が生じたときは、翌月の一般負担金の納付の際、精算するものとする。

(特別負担金、調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金の納付)

第3条 負担金条例第2条第2号、第3号及び第4号に規定する特別負担金、調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金の納付の請求は、特別負担金・調整額特別負担金額告知書（様式第2号）又は前歴期間特別負担金額告知書（様式第2号の2）により行い、組合市町村の長（以下「組合市町村長」という。）は、納期までに納付しなければならない。

2 前項に規定する納期は、特別負担金・調整額特別負担金額告知書又は前歴期間特別負担金額告知書を通知した日から30日を超えることができない。

3 組合市町村長は、負担金条例第3条第2号の規定により特別負担金、調整額特別負担金及び前歴期間特別負担金の分割納付を行おうとするときは、特別負担金・調整額特別負担金分割納付申請書（様式第3号）又は前歴期間特別負担金分割納付申請書（様式第3号の2）を神奈川県市町村職員退職手当

組合長（以下「組合長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

4 組合長は、前項の申請を受けたときは、分割納付の方法について、12月を超えない期間で、かつ、1回の納付額が当該組合市町村長が納付する一般負担金の1箇月分の額を下廻らない範囲で、これを承認することができる。

（督促）

第4条 組合長は、一般負担金、特別負担金、調整額特別負担金又は前歴期間特別負担金が納期限までに納付されないときは、納期限後10日以内に督促状（様式第4号）を発するものとする。

（異動報告）

第5条 組合市町村長は、職員の就職、退職、氏名等に異動を生じたときは、職員就職報告書（様式第5号）及び職員氏名変更届（様式第6号）により速やかに組合長に報告しなければならない。

（定例報告等）

第6条 組合市町村長は、毎年4月1日現在における職員の給料月額を、職員給料月額報告書（様式第7号）により組合長に報告しなければならない。

2 組合市町村長は、毎月の一般負担金に係る職員数、給料月額の総額及び一般負担金の総額を、一般負担金報告書（様式第8号）により、組合長に報告しなければならない。

3 組合市町村長は、給与改定を行ったときは、差額一般負担金報告書（様式第9号）により、組合長に報告しなければならない。

（補則）

第7条 組合長は、負担金の取扱いについて必要があると認めるとときは、組合市町村長に対して必要な関係書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、昭和40年5月1日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年2月16日規則第2号）

この規則は、昭和46年3月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日規則第2号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月13日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第2号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。